

広報おみい友

No.249

2019.3



(写真) 町内スポーツ少年団 陸上大会

徳島県知事選挙及び徳島県議会議員一般選挙のお知らせ 3

国民健康保険被保険者証の一斉更新について 4

こころの健康講演会 7

上板町単独農地集積促進事業について 12

上板町中央公民館講座閉講式並びに発表会 16

徳島県体育協会 体育功労者表彰 受賞

吉住勝己氏



平成三十一年二月十一日、徳島県体育協会二〇一八年度表彰式において、体育功労者表彰を受賞されました。

長年にわたり、卓球等の競技団体の指導者としてスポーツ振興や選手の育成に尽力し、その功績が認められ今回の受賞となりました。栄えある受賞をたたえるとともに、今後ますますのご健康とご活躍をお祈りしてまいります。



第18回 町内スポーツ少年団陸上大会

第十八回上板町内スポーツ少年団陸上大会を、上板町体育協会・上板町スポーツ推進委員会・上板町スポーツ少年団及び上板町教育委員会の共催、上板ライオンズクラブの後援により、平成三十一年二月二日(土)に上板町老人福祉センター周辺周回コース(一・六km×六区間)において開催いたしました。駅伝の部では、男子の部四チーム・女子の部一チームが参加し、各チームとも最後までたすきをつなぎました。また、マラソンの部は低学年(一年生から三年生)と高学年(四年生から六年生)に分かれてのスタートとなり、全員がゴールまで走り切りました。当日は天候にも恵まれ、大会出場選手総勢七一名は各チームの指導者や保護者、チームメイトからの声援を受けながら最後まで精一杯走り切りました。



大会結果 (敬省略)

駅伝男子の部

優勝

高志スポーツ少年団
(タイム 37分35秒)

準優勝

松島スポーツ少年団
(タイム 38分19秒)

第三位

上板サッカースポーツ少年団
(タイム 39分55秒)

駅伝女子の部

優勝

高志フレンズ
(タイム 44分00秒)



駅伝男子の部 区間賞

- 1区：前田 陽翔 (タイム 5分47秒)
- 2区：手塚 勘太 (タイム 6分16秒)
- 3区：岡本 歩樹 (タイム 5分54秒)
- 4区：佐野 心音 (タイム 6分28秒)
- 5区：新見 圭汰 (タイム 6分37秒)
- 6区：藤巻 建 (タイム 5分51秒)

駅伝女子の部 区間賞

- 1区：原田 桃花 (タイム 7分16秒)
- 2区：佐々木 夢乃 (タイム 7分5秒)
- 3区：高居 愛七 (タイム 7分38秒)
- 4区：原田 梨花 (タイム 7分34秒)
- 5区：日比生 桜 (タイム 7分17秒)
- 6区：中木 希亜羅 (タイム 7分10秒)

マラソンの部 第1位

- 1年生：岡本 翔椋 (タイム 6分45秒)
- 2年生：坂東 莉愛 (タイム 7分47秒)
- 3年生：阿部 颯 (タイム 6分47秒)
- 4年生：多田 真宙 (タイム 6分43秒)
- 5年生：小林 飛翔 (タイム 7分53秒)
- 6年生：高田 晶央 (タイム 7分32秒)

最優秀賞

- 男子：前田 陽翔 (タイム 5分47秒)
- 女子：岡本 みなみ (タイム 6分18秒)



徳島県知事選挙 及び 徳島県議会議員 一般選挙 のお知らせ

	徳島県知事選挙	徳島県議会議員一般選挙 (板野選挙区)
告示日	3月21日(木)	3月29日(金)
投票日時	4月7日(日) 午前7時から午後8時	
投票所	「※投票所入場券」にあなたの投票所を記載しています。	
期日前投票	期間：3月22日～4月6日	期間：3月30日～4月6日
	時間：午前8時30分から午後8時	
	場所：上板町役場 1階 ロビー	

◆ 滞在地での不在者投票

上板町の選挙人名簿に登録されている方で、長期の仕事や旅行などで上板町で投票できない方は滞在地の選挙管理委員会で投票ができます。

- ①本人が、上板町選挙管理委員会に投票用紙等を請求してください。
請求方法：「投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書兼宣誓書」を選挙管理委員会に郵送してください。
- ②上板町に請求書が届き、不在者投票事由があると認めるときは、上板町選挙管理委員会から投票用紙等を書留で郵送します。
- ③投票用紙等が届いたら、滞在地の選挙管理委員会へ持参して、そこで投票してください。

※自宅で投票用紙に記入したり「不在者投票証明書」の封筒を自分で開封すると、不在者投票ができなくなります。必ず、滞在地の選挙管理委員会に出向いて不在者投票を行ってください。

◆ 郵便等による不在者投票

身体の障害や疾病のため、投票所へ行って投票することができない方が自宅等で投票の記載をし、郵便等を利用して投票を行う制度です。

※この制度によって投票を希望される場合は、あらかじめ申請手続きが必要です。

① 郵便等による不在者投票をすることができる方

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次の障害のある方または、介護保険被保険者証「要介護5」の方に認められています。
(自分の氏名や候補者名を自書できることが条件となります)

区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能の障害	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害	1級又は3級
	免疫又は肝臓の機能障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢又は体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は肝臓、小腸の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険	要介護状態区分が「要介護5」	

② 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

①の条件を満たし、さらに自ら投票の記載をすることができない方で手帳等の記載が次に該当する方は、あらかじめ届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢又は視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚の障害	特別項症から第2項症まで

● お問い合わせ ● 上板町選挙管理委員会事務局 ☎694-6801

お知らせ

戸別受信機の設置・
交換がお済みでない方は、
企画防災課までご連絡く
ださい。

■お問い合わせ
上板町役場
企画防災課
☎六九四一六八二四



TOSHIBA 製

上板町学校給食食用物資 納入業者の募集について

上板町では学校給食センターで使用する学校給食用物資の納入業者を募集いたします。
なお、募集の様式等につきましては、上板町学校給食センターに用意しております。
または、上板町のホームページよりダウンロードしてください。

お問い合わせ

上板町学校給食センター
徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本二五〇番地四
☎六九四一三二七九

上板町国民健康保険加入の皆様へ

国民健康保険被保険者証の一斉更新について

現在お持ちの上板町国民健康保険被保険者証（以下、保険証）は平成三十一年三月三十一日で有効期限が切れます。

新しい保険証は平成三十一年三月中に簡易書留でお送りしますので、四月一日からご使用ください。

なお、保険証は世帯ごとに、世帯主宛てにお送りします。新しい保険証が届いたら記載されている住所、氏名、生年月日等をご確認ください。



窓口での保険証更新が必要な方へ

保険証は原則郵送でお送りしますが、国民健康保険税に滞納がある等の理由で、窓口で保険証更新を行う場合があります。

対象の世帯には三月中にご通知いたしますので、通知書をお持ちのうえ、上板町役場税務課窓口までお越しください。

※後期高齢者医療制度に加入している方は、今回の保険証更新には該当しませんので、ご注意ください。

※七十歳から七十四歳までの方の高齢受給者証は平成三十一年七月三十一日まで有効です。で、引き続きご使用ください。

※有効期限が切れた保険証は、上板町役場税務課へ返却してください。各自で処分する場合は細かく裁断する等、個人情報取り扱いにご注意ください。

※所得申告がお済みでない方（公的年金支払報告書、給与支払報告書の提出がある方は除く）は、所得の申告をしてください。

こんなときは届出を！

以下に当てはまる方は 14 日以内に税務課窓口で手続きをしてください

こんなとき	持参するもの
他の市町村へ転出したとき	➔ 保険証、印かん
他の健康保険に加入したとき	➔ 国保と健保の保険証、印かん
生活保護を受けることになったとき	➔ 保険証、保護開始決定通知書、印かん
死亡したとき	➔ 保険証、印かん
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	➔ 保険証、印かん
修学のため、子どもが他の市町村に居住するとき	➔ 保険証、在学証明書、印かん

※申請にはマイナンバーの記入が必要です。個人番号カード等をお持ちください。

今月の納付期限について

税務課からのお知らせ

三月は後期高齢者医療保険料（八期）の納付月です。納付期限は四月一日（月曜日）です。納付期限内にお納めくださいますようお願いいたします。口座振替の方は、四月一日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いいたします。※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

お問い合わせ

上板町役場 税務課 ☎六九四一六八〇七

後期高齢者医療保険料

「仮徴収のお知らせ」の廃止について

後期高齢者医療保険料について前年度に引き続き特別徴収（年金天引き）で保険料を納めていただく方については、年間保険料が確定するまでの間（四月・六月・八月）は、仮徴収分として前年度の二月と同じ金額を年金から納めていただいています。

これまで、四月上旬に仮徴収の金額を記載した通知書を発送していましたが、四月・六月・八月分の保険料については二月分の金額と同額となるため、特別徴収継続（引き続き年金天引き）の方に対しては、平成三十一年度からお知らせ通知を廃止させていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

新たに特別徴収（年金天引き）となる方については、決定通知書をお送りいたします。

※年間の後期高齢者医療保険料は八月に確定いたしますので、八月上旬に全ての被保険者の皆様に決定通知書をお送りいたします。

お問い合わせ

上板町役場 税務課

後期高齢者医療担当係 ☎六九四一六八〇七

廃車の手続きは

平成31年

3月31日までに

軽自動車税は毎年四月一日現在に車両を所有している所有者に一年分の税が課税されます。また、年度途中での廃車等による軽自動車税の払い戻しはありません。

盗難・廃棄等によって、軽自動車や原動機付自転車等が手元にならない場合でも、四月一日までに届出が無い場合には課税になります。廃車手続がお済みでない方は三月三十一日までに手続をお願いします。

● 手続場所 ●

車種	手続場所	電話番号
原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車	上板町役場 税務課	088-694-6807
軽自動車、軽二輪車（125cc～250cc以下）	徳島県 軽自動車協会	088-641-2010
二輪の小型自動車（251cc以上）	四国運輸支局 徳島運輸支局	050-5540-2074

※手続に必要なものは、各手続場所へご確認ください。

町税等の口座振替制度について

1 口座振替制度とは

金融機関があなたに代わって、あらかじめあなたの指定した預金口座から、自動的に町税等を振り替えて納付する方法です。いつでも申し込むことができ、一度手続きすれば翌年度以降も継続されますので、大変便利です。また、手数料もかかりません。

手続きは簡単です。通帳と通帳印をご持参のうえ、金融機関又は税務課・福祉保健課に備えてある「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ金融機関窓口へお出し下さい。

2 取り扱い金融機関は

- ※（ ）内は、口座振替依頼書が置いてある支店等です。
- ① 阿波銀行本店各支店（上板支店）
- ② 徳島銀行本店各支店（上板支店）
- ③ ゆうちょ銀行（町内郵便局）
- ④ 板野郡農業協同組合本店・各支店（上板支店）

3 申込み方法は

- 口座振替を希望される金融機関に直接申込みしてください。
- ※申込みに必要なもの
- ① 各種納税通知書（納付書）の全部
- ② 預金通帳またはキャッシュカード
- ③ 金融機関届出印

4 口座振替で納付できる税目・保険料は

- ① 町・県民税（特別徴収及び法人町民税を除く。）
 - ② 固定資産税
 - ③ 軽自動車税
 - ④ 国民健康保険税
 - ⑤ 介護保険料
 - ⑥ 後期高齢者医療保険料
- ※随時課税分は、口座振替できません。

5 振替納税実施は

申込みをした月の翌月納期分から該当する町税等が振替になります。※全期前納による振替を年度途中で申し込んだ場合、当年度は、期別ごとの振替となり、全期前納による振替は、翌年度からになります。

6 領収確認は

口座振替で納付された町税等の領収は、年度末に一括して役場から送付します。ただし、軽自動車税の納税証明書（継続検査用）は六月に送付します。

7 納税通知書（納付書）は

納税通知書には、口座振替金融機関等の案内が記載されます。

お問い合わせ

上板町役場

税務課 ☎六九四一六八〇七

福祉保健課 ☎六九四一六八一〇

平成30年度

放課後児童クラブ 利用料軽減のお知らせ

次の事由に該当される児童の放課後児童クラブ利用料は、軽減されます。軽減希望の場合は申請書にご記入の上、必要書類を添えて2019年5月31日(金)までに役場福祉保健課へ提出してください。

1対象児童 上板町内の放課後児童クラブ利用者で生活保護世帯の児童または、非課税世帯でひとり親家庭の児童(基準は、平成29年度町民税)

2対象月 平成30年4月分～平成31年3月分の利用料

3軽減内容

- ①生活保護世帯の児童……………利用料全額
 - ②非課税世帯のひとり親家庭の児童……………利用料の1/2(利用料には、おやつ代及び実費徴収分は含まれません。)
- ※申請方法につきましては、上板町ホームページまたは、下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ

上板町役場 福祉保健課 放課後児童クラブ係
☎694-6810

介護保険からのお知らせ

介護保険料「仮徴収のお知らせ」 の廃止について

前年度に引き続き、介護保険料を特別徴収(年金天引き)で納めていただく方については、年間保険料が確定するまでの間(4月・6月・8月)は、仮徴収分として、前年度の2月と同じ金額を年金から納めていただいています。

これまで、4月上旬に仮徴収の金額を記載した通知を送付しておりましたが、4月、6月及び8月分の保険料額については、2月分と同額となるため、特別徴収継続(引き続き年金天引き)の方に対しては、平成31年度から『仮徴収のお知らせ』を廃止します。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

※年間保険料は6月に確定しますので、6月上旬までに全対象者に決定通知書を送付いたします。また、新たに特別徴収(年金天引き)となる方については、例年通り『仮徴収のお知らせ』を送付いたします。

■お問い合わせ

上板町役場 福祉保健課 ☎694-6810

ファミリー・サポート・ センターの会員に なりませんか？

ファミリー・サポート・
センターのしくみ

* 会員大募集 *

子育てを一時的に手伝ってほしい方
子育てのお手伝いをしたい方
会員登録されませんか！



依頼会員
子育てを一時的に
手伝ってほしい方



ファミリー・サポート・センター



提供会員
子育てのお手伝い
をしたい方

1 依頼の申込

2 提供の依頼

3 事前打合せ

4 援助活動

5 活動終了後、報酬支払

* 誰が会員になれるの？ *

- 依頼会員** 小学校6年生までの子どもを預かって欲しい人
- 提供会員** 上板町にお住まいで自宅で子どもを預かる事ができる人
(提供会員講習会を受講していただきます。)
- 両方会員** 預けたり、預かったりの両方をおこなうことができる人

* 会員登録するには？ *

登録・入会は無料
会員登録は随時、入会の説明を受け登録できます。今すぐ必要でなくても登録しておくといざという時安心です。
(保護者の顔写真2枚 4×3cm くらいのもの・印鑑を持参して下さい。)

お問い合わせと申し込み

板野東部ファミリー・サポート・センター

住所：藍住町奥野字矢上前 32-1
TEL 088-693-3033(9時~17時まで)
FAX 088-693-3034
E-MAIL familyit@mxi.netwave.or.jp
URL http://fami-sapo.jp



* 利用料金 *

援助を受けた依頼会員が提供会員に直接支払います
月～金 7:00～21:00 …… 1時間 / 700円
上記以外の時間及び祝日・年末年始
…… 1時間 / 800円

第2弾

こころの健康講演会

元気に過ごすにはこころとからだの健康バランスが大切です。
下記の通り、講演会を開催いたします。
住民の方、どなたでもご参加いただけます。
こころの健康を考える機会として、ぜひご参加ください。

参加費
無料

日時 平成31年3月27日(水)
午後1時20分～3時(受付 午後1時～)

場所 上板町中央公民館(役場2階) 大会議室

演題 「笑いのチカラでこころと
からだも元気いっぱい」

講師 新居浜精神衛生研究所附属 豊岡台病院
院長 ^{えだ}枝 ^{ひろ}廣 ^{あつ}篤 ^{まさ}昌 先生

お申し込み

事前お申し込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。皆様のご参加をお待ちしております。



講師プロフィール

平成元年愛媛大学医学部を卒業。
精神科医。
社会人落語家。
笑いヨガティーチャー。
日本笑い学会四国支部代表。
笑いを活かした健康づくり、
地域づくりに取り組んでいます。

〈こころの相談窓口〉

上板町役場 福祉保健課 ☎ 694-6810
徳島県精神保健福祉センター ☎ 088-625-0610

● お問い合わせ ● 上板町役場 福祉保健課 ☎ 694-6810

毎年3月1日～3月8日は「女性の健康週間」です。

妊娠中の喫煙は、妊婦自身に及ぼす健康被害と共に、胎児に対する「受動喫煙」による健康被害が明らかにされていること、さらに、子宮頸がんや乳がんの予防や早期発見が重要であることなど、女性には特有の健康問題が存在しています。「女性の健康週間」は厚生労働省が、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援するために制定されました。

妊娠がわかったら、まず禁煙

妊婦だけでなく周りの人もたばこを吸うと、たばこの煙のニコチンの作用で、胎盤や赤ちゃんの血管が収縮し、酸素や栄養が行き渡らなくなります。また、一酸化炭素は血液中の酸素を運ぶ役割のヘモグロビンと強力に結合するため、胎盤、赤ちゃんが酸素不足を起こします。そのため、低出生体重児や流産・早産などの危険性が高くなります。

子宮頸がん・乳がん検診の案内

子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上の方を対象に2年に1回受診できます。この機会に検診を受けましょう。

禁煙の効果はいつからでもあります。

たばこは妊娠中だけでなく、生まれてからも赤ちゃん、子どもに悪影響を与えます。禁煙は、赤ちゃん、子どもへの最大のプレゼントです。禁煙には遅すぎる事はありません。どの時期に禁煙してもたばこによるリスクを減らす事ができます。



☆福祉保健課にてご希望の方に「女性のための健康ガイド」を配布します。(数に限りがあります。)

保健師からのお知らせです



平成31年3月31日が実施期限の検診・予防接種・申請について

1) 子宮頸がん検診、乳がん検診受診について

平成30年度の子宮頸がん検診、乳がん検診の検診期間は平成31年3月30日(土)までとなっています。
受診間隔は2年に1回、対象者となる年齢は、子宮頸がんは20歳以上、乳がんは40歳以上の女性の方です。また、特定の年齢の方には無料クーポン券と問診票をお送りしています。
受診対象となる方でまだ受診されていない方は、福祉保健課までご連絡下さい。

2) 子どもの定期予防接種について

●麻しん風しん混合(麻しん・風しん単独も可)ワクチン接種(第2期)

麻しん風しん混合予防接種の第2期の定期接種の対象者(平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれのお子さん)で、まだ接種がお済みでない方は平成31年3月31日までに接種していただくようお願いします。

3) 高齢者の肺炎球菌予防接種について

平成30年度助成の対象となる方には4月に個別通知を送付しています。
(下記に該当する方のうち、今までに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方。)

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生	85歳	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
70歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生	90歳	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
75歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生	95歳	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生
80歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生	100歳	大正7年4月2日生～大正8年4月1日生

60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

- (1) **自己負担額** 4,000円(接種費用から公費負担を除いた金額です。
※ただし、生活保護世帯の方は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記お問い合わせ先までお申し出ください。
- (2) **接種期限** 平成31年3月31日まで
*通知を紛失した方は、福祉保健課 保健師までお問い合わせください。

4) 上板町こうのとり応援事業について

上板町では、不妊治療を行っているご夫婦を支援する為、医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。
助成は、徳島県こうのとり応援事業の助成決定を受けたものに乗せする形で行います。

- 【対象者】** 次の1から4の全てに該当する方が対象です。
①法律上の婚姻をしている夫婦であること。
②夫婦が治療開始日より以前に1年以上上板町に住所を有すること。
③徳島県が実施する徳島県こうのとり応援事業の決定を受けていること。
④町税等を滞納していない世帯であること。
- 【助成額】** 特定不妊治療に要した費用から徳島県が交付された助成金額を控除して得た額とし、1回の治療につき10万円を限度とします。
- 【申請方法】** 原則として、治療が終了した日の属する年度内に必要書類を添付して申請する必要がありますので、**平成30年度中に治療が終了した方は、平成31年3月29日(金)までに 必ず申請してください。**

※この期間を過ぎると申請を受理できない場合がありますのでご了承ください。
詳しくは、上板町ホームページでご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

● お問い合わせ ● 上板町役場 福祉保健課 保健師 ☎694-6810

3月 保健行事予定表

I 健康相談・健康教育

月/日	時 間	場 所	内 容	担 当
3/5	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師
4/2	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士

II 乳幼児健康診査

1. 3歳児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
3/20	13:00～13:20	農村環境改善センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、尿検査、発達・育児・歯科・栄養相談	平成27年8月1日～平成27年10月31日生

2. 1歳6か月児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
3/28	13:00～13:20	農村環境改善センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、聴力検査、発達・育児・歯科・栄養相談	平成29年6月1日～平成29年8月31日生

平成31年3・4月分

(3/1～4/10まで)

在 宅 当 番 医

市外局番は(088)です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00～22:00 休日 9:00～22:00

3月	3月
1(金) 矢野 医 院 692-4411	22(金) 竹 本 内 科 672-0174
2(土) 健生きたじまクリニック 698-9629	23(土) 香 川 内 科 692-9770
3(日) 三木クリニック 698-5157	24(日) 越智内科胃腸科 698-3111
4(月) 山 根 眼 科 692-8171	25(月) 井 上 病 院 672-1185
5(火) 西條耳鼻咽喉科 692-8711	26(火) 三 愛 内 科 672-0176
6(水) 富本小児科内科 692-7228	27(水) 福 島 内 科 672-4970
7(木) 中山産婦人科 692-0333	28(木) 新 野 医 院 672-0571
8(金) 内科クリニック・オクムラ 692-4771	29(金) 近藤内科医院 672-5630
9(土) ルナウイメンズクリニック 697-2322	30(土) 森 本 医 院 641-4141
10(日) 有住内科クリニック 698-8655	31(日) 平 野 内 科 698-8060
11(月) きはら耳鼻咽喉科 693-0087	4月
12(火) 近藤外科内科 693-1188	1(月) ファミリークリニックしんの 672-5148
13(水) 大久保内科 692-1220	2(火) みやざき内科診療所 672-6618
14(木) こやま小児科内科クリニック 637-3211	3(水) 井 内 内 科 694-5353
15(金) 杉みね整形クリニック 693-1021	4(木) 野 田 (泰) 医 院 694-2009
16(土) こまつばら整形外科 698-5108	5(金) 野 田 (五) 医 院 694-2008
17(日) いのもと眼科内科 698-8887	6(土) 中 川 整 形 外 科 641-2288
18(月) 増田クリニック 693-3020	7(日) か ま だ 眼 科 678-8585
19(火) 小松泌尿器科 692-1277	8(月) 友 成 医 院 694-5515
20(水) くぼ小児科クリニック 678-7141	9(火) 井 関 ク リ ニ ッ ク 637-6066
21(木) 中村耳鼻咽喉科クリニック 697-3213	10(水) 上板整形外科クリニック 637-6600

**担当時間以外
の深夜の救急**

きたじま田岡病院	698-1234	全日対応ですが、要確認 水曜日、土曜日は受診前に要確認 対応日は確認してください
稲次病院	692-5757	
東徳島医療センター	672-1171	

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

生ごみ処理容器等でごみの減量化に取り組みませんか

生ごみの減量化及び資源化を推進するため、**家庭用生ごみ処理容器等の購入に補助金制度**を設けておりますのでご活用ください。

詳細は、町HPをご覧ください。環境保全課へお問い合わせください。

補助金額

補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。
運搬費や設置費等は補助対象外です。

①生ごみ処理容器（例：コンポスト・EM菌等使用容器）

購入価格の2分の1以内の額で、3,000円を限度。

②電気式生ごみ処理機（例：乾燥式・バイオ式）

購入価格の2分の1以内の額で、25,000円を限度。



※今年度から電話予約制度を導入しました。お電話一本で予約受付致します。

※補助金の交付は1世帯につき1回限りで、生ごみ処理容器又は電気式生ごみ処理機のどちらか1台となります。

※先着順に受け付け、補助台数に達し次第、締め切りとなりますので補助金希望の方は事前に環境保全課へお問い合わせください。

手続き方法などお問い合わせ

上板町役場 環境保全課 ☎694-6813

このような状態でビンを出していませんか？

- ドレッシングや焼肉のタレが残ったまま。
- 中に異物（タバコの吸い殻など）を入れる。



これらのビンが混じるとリサイクル作業に支障が生じます。

（ビンは細かく砕かれてカレットとなり、新しいビンの原料や舗装用材などにリサイクルされています。）

「中をカラにして水で洗う」ひと手間にご協力ください。

次回の大型ごみ引取り日時

引取り場所 上板町リサイクルセンター（役場西隣）

※引取りには、大型ごみ一品につき「大型ごみシール」が一枚必要です。

4月21日(日)

午前8時～正午

食品ロス削減を始めよう

～「食品ロス削減」はエシカル消費にもつながります～

食品ロスとは？

食品ロスとは、「まだ食べられるのに廃棄される食べ物」のことです。

国内の食品ロスは年間646万トン（「平成27年度食料需給表」（農林水産省））で、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量（約320万トン（国連WFP2015年実績））を大きく上回る量であり、1人あたりに換算すると、おにぎり1～2個が毎日捨てられている計算となります。

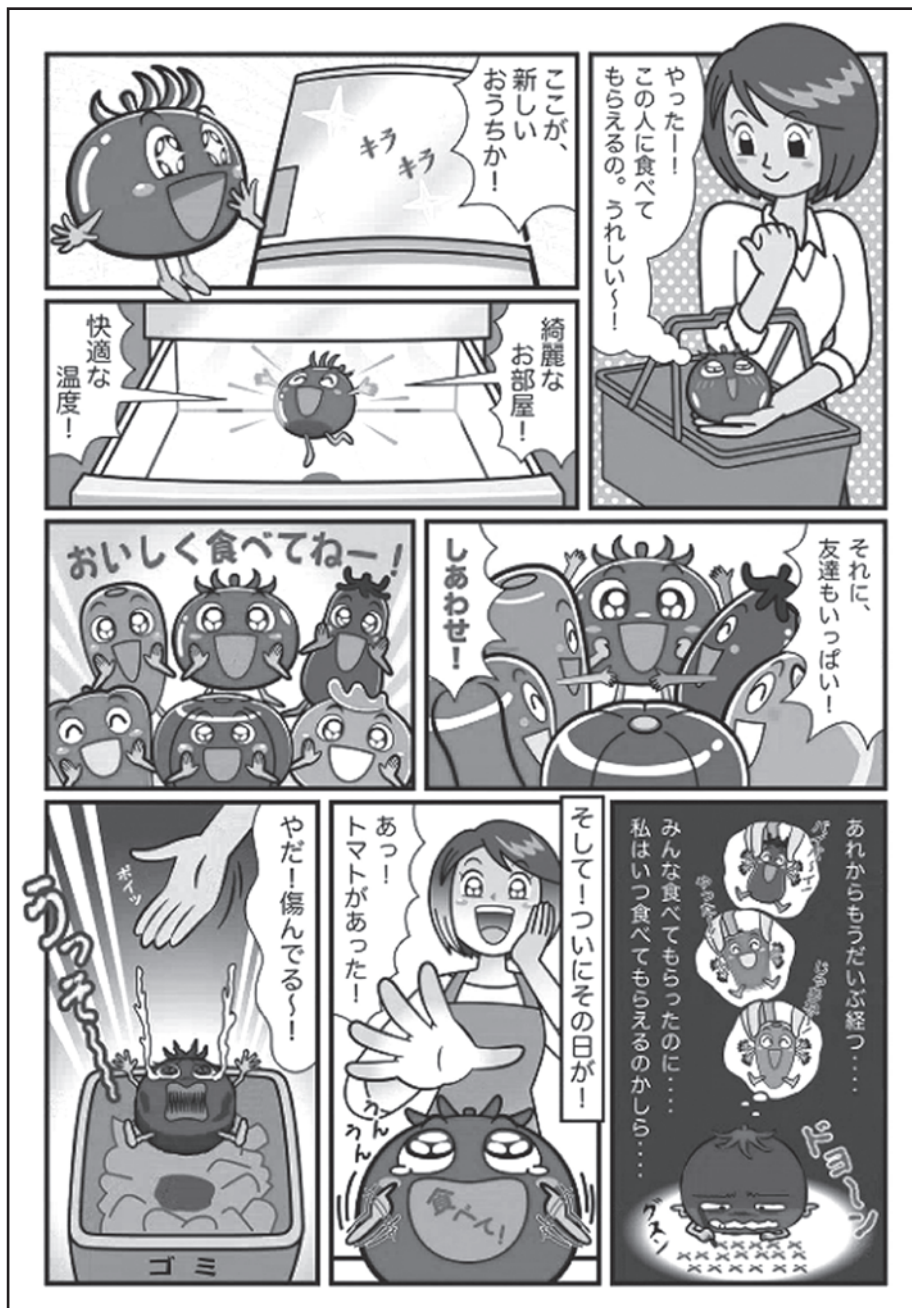
また、日本の食料自給率は38%（平成28年度カロリーベース）で、大半を輸入に頼っていますが、その一方で食べられるものを大量に捨てているという現実があります。

「もったいない」と思いませんか？
「もったいない」を合言葉に、自分ができる「食品ロス削減」を始めましょう。

食品ロスって何だろう。
いっしょに考えてみよう。



すぐたべくん



徳島県環境マンガコンテスト入賞作品

題名：食品ロス（作者名：宮崎淳一）

家庭での食品ロスの原因は？ ～国内の食品ロスの半分は家庭から～

国内の食品ロスのうち、その半分が家庭から出ています。
家庭から出る食品ロスの理由は、次のとおりです。

1. 過剰除去 食べられる部分まで過剰に除去して廃棄
2. 食べ残し 食事として使用・提供されたが、食べ残して廃棄
3. 直接廃棄 消費期限切れや賞味期限切れにより、食事として使用・提供せずそのまま廃棄

以上の順に、多く発生しています。心当たりはありませんか？

食品ロス削減は、ごみ減量化にも繋がります。町民皆様のご協力をお願いします。

● お問い合わせ ● 上板町役場 環境保全課 ☎ 694-6813

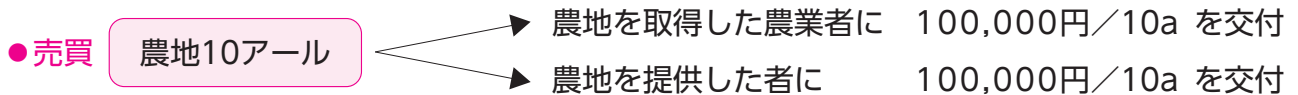
上板町単独農地集積促進事業について

農用地の有効利用及び優良農地確保のため、今後地域の中心となる農業者（認定農業者・認定新規就農者）への農地の集積を支援します。

*事業の種類

① 農地取得型（農地を売買により取得）

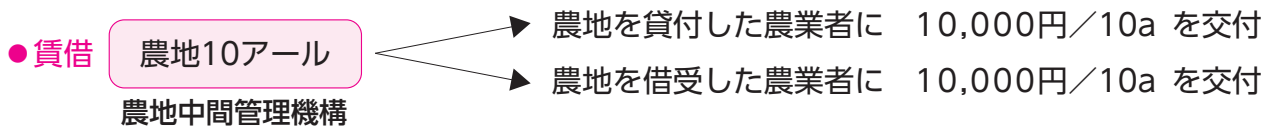
「上板町 人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者、又は認定新規就農者が売買により農地を取得した場合、「取得した者」と「提供した者」に10アール当たり10万円を交付します。



② 農地利用増進型（農地を3年間の賃借権設定）

「上板町 人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者、又は認定新規就農者が農地中間管理機構を通して農地を3年間 新規に賃借した場合に、「農地の貸付者」と「借受者」に10アール当たり1万円を交付します。

また、3年間の賃借期間満了後に改めて3年以上の賃借権を再設定した場合、10アール当たり1万円を交付します。（再設定での交付は1回限り）

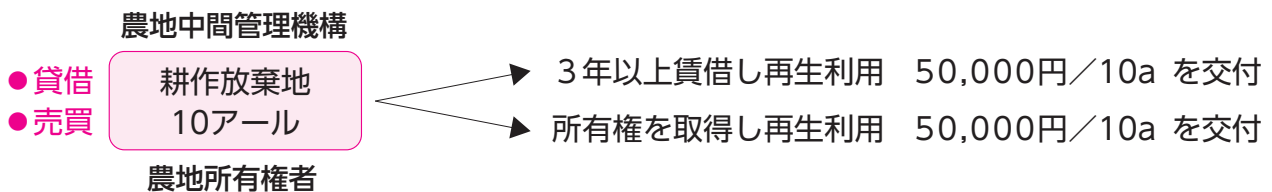


上板町耕作放棄地再生事業について

耕作放棄地を借受、又は売買等により取得し再生利用に取り組む農業者を支援します。

●耕作放棄地再生利用

農地中間管理機構を通して農地（耕作放棄地）を新規に借受け、又は売買等により農地を取得し再生利用に取り組む場合10アール当たり5万円を交付します。



※対象農地は、町が毎年行う荒廃農地発生・解消状況調査等において耕作放棄地と判断され、且つ農地中間管理機構に貸付登録されている農地。（売買等により所有権を取得する場合は農地中間管理機構貸付登録の有無は問いません。）

農用地区域内の農地を農地以外に転用する場合は、 農用地区域除外申請が必要です。

受付期間 平成31年4月1日(月) ~ 4月26日(金)

(土日祝は含まない)

申請書は、役場 産業課窓口でお受け取りになるか、町ホームページからダウンロードしてください。

農用地区域内の農地を農地以外に転用する場合は、上板町が農用地利用計画を変更し、農用地区域から除外を行ったうえで、農地転用の許可を受ける必要があります。

農用地区域除外は、町が農業振興上の観点からその必要性を判断し行いますが、申請された農地がすべて認められるわけではなく、申請の内容と町の農用地区域除外の考え方が一致した場合に除外することができます。

区域除外は、次の要件（1～5）をすべて満たす場合に限り除外されます。

要件1 その土地を転用することが必要かつ適当（緊急性・他法令許認可の見込みがある）であって、ほかに代替すべき土地がないこと。

要件2 除外することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

要件3 除外することにより、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

要件4 除外することにより、農用地区域内の土地改良施設（排水施設、農道等）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

要件5 土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること。
(注1) 土地改良事業が行われた農地は、事業がなされていない農地と比較して明らかに営農条件に優れており、公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間農用地として確保する必要がある。
(注2) 土地改良事業完了後8年経過した土地であっても、上記要件がすべて満たされない場合及び町が地域農業の振興を図るうえで、農地として確保すべきと判断した場合は、除外が認められない。

除外が承認されるまでの事務スケジュール 概ね申請月から6ヶ月程度

- 申請 → 農業振興地域整備協議会にて協議 → 農業委員会の意見聴取
- 県との事前協議 → 農用地利用計画変更案の公告・縦覧(30日間・住民の意見聴取)
- 農用地利用計画変更案に対する異議申出期間(15日) → 県との変更協議
- 県の同意 → 変更公告 → 除外の承認(申請者通知)

● お問い合わせ ● 上板町役場 産業課 ☎694-6806

第九十七回

上板ワンデー ウォーク （しだれ桜）

吹く風に冷気が混じってはいれるものの、日増しの強くなる日差しに春を感じる季節となりました。
地域の花づくりの方々の努力で見事な花をつけるしだれ桜など、きれいに咲いた桜の名所を楽しみながら歩きませんか？

記

1日時

平成三十一年三月三十一日(日)
九時三十分～十四時予定

2集合場所

上板町役場（駐車場あり）

3コース

上板町役場→門田（しだれ桜）→六番札所安楽寺→技の館（昼食）→上板町役場 約七km

4参加者

コースを歩ける方ならどなたでも参加できます

5参加費

二〇〇円（小学生以下 無料）

6持ち物

飲み物、タオル、手袋、雨具、お弁当、健康保険証 等

※小雨決行します

主催 上板町歩こう会

上板町立歴史民俗資料館企画展

「近代の農具（米作）展」

上板町立歴史民俗資料館にて、企画展「近代の農具（米作）展」を開催します。明治時代から昭和時代の米作に関するものを主に展示しますので、ぜひご来館ください。

日時

平成三十一年
三月三十日(土)～四月七日(日)
午前九時から午後四時三十分まで

場所

上板町立歴史民俗資料館
上板町泉谷字原中筋八一

入場料

無料

お問い合わせ

上板町立歴史民俗資料館
☎六九四一五六八八

後援

上板町教育委員会
上板町文化財保護審議会



犁(昭和30年頃)

文化財防火訓練



一月二十八日(月)に、歴史民俗資料館において、文化財防火訓練を行いました(主催 町文化財保護審議会・町教育委員会)。

この訓練は、昭和三十年に、当時の文化財保護委員会(現在の文化庁)と国家消防本部(現在の消防庁)が、文化財を火災等の災害から守るとともに、文化財愛護意識の高揚を図るため、一月二十六日を「文化財防火デー」と定めたことから、毎年実施しています。

当日は、板野西部消防組合消防本部の方から、避難誘導、文化財(模擬)の搬出、消火器の使用方法や簡易担架による搬送について、御指導いただきました。



宝くじ
公式サイト

宝くじのネット販売、
はじまる!

詳しくは

宝くじ公式サイト



公益財団法人 徳島県市町村振興協会



平成30年度

上板町中央公民館講座閉講式並びに発表会

日時 平成31年3月10日(日)

場所 上板町中央公民館 大会議室

9:00～ 閉講式

9:30～ 発表会

※進行等の都合により、開始時間や順番が前後することがあります。

発表会プログラム

●童謡を歌おう講座

「一月一日」 「うれしいひなまつり」
「鯉のぼり」 「たなばたさま」
「村祭」 「故郷」

●詩吟講座（原田講師）

「富士山」（溝渕義一） 「名槍日本号」（尾上清）
「感有り」（笹本将己） 「白虎隊」（森田正昭）

●英会話講座（初心者対象）

「カントリークイズ」 「ダニーボーイ」

●英会話講座（中級程度）

「影絵：うさぎと亀」

●三味線講座

「さくらさくら」 「荒城の月」
「黒田節」 「金比羅船々」
「祇園小唄」

●日本舞踊講座

「大江戸花ごよみ」 「恋きづな」
「義経残照」 「春夏秋冬屋形船」

●中国語講座

「1日の出来事を中国語で！」

●詩吟講座（西條講師）

「合吟：九月十日」（西條澄子，佐野久美子，多田サチ子，東佳子）
「合吟：九段の桜」（河野ツル子，村井初子，佐野光代）

●民謡講座

「合唱：木更津甚句」 「合唱：出雲木遣り唄」
「紅花摘み唄」（尾上清） 「さぬき甚句」（鎌田充代）
「刈干切唄」（樋口勉）

作品展示（大会議室）

●書道講座



子育てで悩んでいること ありませんか？

上板町子ども・若者相談支援センター『あい』をご活用ください。

対象者 子ども・若者（幼稚園児・小学生・中学生・中学卒業後～39歳くらい）

- 不登校・いじめ・学業等、学校・園生活に関すること
- 性格・行動等、本人に関すること
- 引きこもり・ニート等、青少年の将来に対する不安など

学校生活に関すること

- 子どもが学校へ行かない
- いじめに合っているかも
- 子どもの成績が悪く進路について不安等

学校卒業(または中退)後の心配なこと

- 進路が決まっていない
- 人間関係が苦手
- 人に会うのが嫌で外出できない等

ひとりで（家庭内で）抱え込まずに、まずはご相談下さい。
継続して支援を一緒に考えていきます。

『あい』では、教育・福祉・保健・医療・雇用・矯正・更生保護など幅広いネットワークでご本人・ご家族、おひとりおひとりのペースに合わせて、総合的・継続的に支援を行います。

相談窓口	連絡先	受付時間(月～金)
相談支援センター「あい」 (ITセンター2階)	637-6006	9:00～17:00
上板町教育委員会	694-6814	8:30～17:00

(土・日・祝日は休み)
(相談無料)

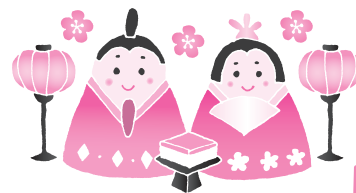


子育て相談会『しゃべり・あい』開催について（ご案内）

毎日の子育ての中で、困ったことや気になること、悩み事や誰かに聞いて欲しいことなどありませんか。気楽にご相談ください。会における話の内容は、**秘密厳守**となっています。

★日 時 3月23日(土) (19時～21時)

★場 所 上板町子ども・若者相談支援センター『あい』
ITセンター 2階
(上板町役場より西へ300メートル 上板町商工会西どなり)



一日行政相談所 開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあつせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

■開設日
三月二十日(水)

■開設時間
午後一時三十分～午後四時

■開設場所
上板町老人福祉センター

人権相談

上板町では法務大臣より委嘱をうけた人権擁護委員が、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。お気軽にご相談ください。

平成三十一年三月は次のとおりです。

■開催日時
三月二十日(水)
午後一時三十分～午後四時

■開催場所
上板町中央公民館・第一会議室
(役場二階)

くらしの保険相談

- ・年金
- ・健康保険
- ・失業保険
- ・労災保険
- ・交通事故
- ・生命保険
- ・住宅ローン

馬道会館ではファイナンシャルプランナーによる生活に密着した各種保険相談を開催します。

疑問や不安をかかえている方、老後の生活設計に悩んでいる方、ぜひこの機会に相談してみませんか。

■日時
平成三十一年三月二十六日 火曜日
午後一時三十分から

■場所
馬道会館 ☎六九四一四八六八
上板町西分字原一八二

相談は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。

成年後見・相続・遺言 無料相談会のお知らせ

「成年後見制度」とは、本人の判断能力が不十分な場合に、本人を法的に保護し、支えるための制度です。

また、相続や遺言のご相談にも応じます。お気軽にご相談ください。

■日時
四月二日(火) 午後一時～三時

※偶数月の第一火曜日に無料相談会を実施しています。

■場所

上板町中央公民館(上板町役場二階) 大会議室

■お問い合わせ

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター
徳島県支部徳島県行政書士会
☎〇八八一六七九一四四四〇

上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

原野商法の二次被害にご注意!

「原野商法」とは、値上がりの見込みがほとんどないような山林や原野を「将来高値で売れる」などと勧誘して不当に買わせるもので、一九七〇～一九八〇年代にかけて被害が多発しました。

被害に遭った方が、「あなたの持っている土地を買い取ります」などといった勧誘をきっかけに巧妙な手口で売却額より高い新たな山林や原野を購入させられる二次被害が起こっています。

【事例】

● 雑木林を買い取ると勧誘され、節税対策と言われお金を支払ったが実際は原野の購入と売却の契約だった

● 子に迷惑をかけたことなく原野を売却したが、新たな土地の契約をさせられていた

● 山林を購入したい人がいると説明され、調査と整地費用を払った

● 覚えのない管理業者から別荘地の管理費二十年分を支払えとの通知が届いた

【アドバイス】

購入した「原野」はこれまで値上がりもせず、開発することもできなかった土地です。「土地を買い取る」「お金は後で返す」などと言われても、話を聞いたりひとりでお金を出さず、家族など周囲の人に相談することが大事です。

業者の説明に少しでも不審な点があったり、不安を感じることがあれば左記相談窓口にお気軽にご相談ください。

◆消費生活に関するご相談は

上板町消費生活相談窓口へ
☎六九四一六八一六 秘密厳守・相談無料
相談受付 平日九時～十六時三十分
(土・日・祝・年末年始を除く)





とくしま上板熱中小学校



授業日誌 Vol.16

オープンスクール 第1弾

2月2日(土)にオープンスクール第1弾が行われました。
1時間目は、カシオ計算機の伊部菊雄先生による「G-SHOCK 開発ストーリーとロングラン化 三大要素」の授業でした。伊部先生は、あのG-SHOCKの開発者です！いつもより男性の生徒さんが目をキラキラさせて授業を聞いていました。G-SHOCKの誕生は「落としても壊れない丈夫な時計」という1行の提案書から始まったそうです。貴重な授業となりました。

2時間目は、東北最大規模の高島ワイナリーの村上健先生による「日本ワインの概況」の授業です。なんと、徳島は日本でワイナリーがない三大県のひとつになっているそうです。気候という面のデメリットがあるようですが、それをクリアできたら徳島県にもワイナリーができるかもしれませんね。

授業の最後には少しですが試飲もあり、皆さん初めての味を楽しんでいました。

授業日誌 Vol.17

オープンスクール 第2弾

2月16日(土)はオープンスクール第2弾が行われました。
1時間目は、武蔵野学院大学准教授の上松恵理子先生による「『教育×IT』で変化する学習スタイル - 生涯教育に必要なスキルとは -」の授業です。現在は、インターネット社会でもあり、IT力は生きのびる力、IT力の大切さを改めて実感する授業となりました。

2時間目は、現役のCAであるANAの来住裕子先生の「第一印象を良くするコツ」というマナー接遇講座でした。第一印象を良くする3つのコツを笑顔と笑い溢れる授業で教えてくれました。

3時間目は、加渡いづみ先生と四国大学の皆さんから「学生による地域魅力発見プロジェクト発表会」をしていただきました。「みたか上板！ミタカミプロジェクト」の上板町フィールドワークや夏の合宿などを通し、大学生の目線から見たら、上板町はこんなにも魅力たっぷりの町であることを教えてもらいました。

さて、いよいよ3月9日(土)に第4期授業が修了を迎えます。最後まで元気よく、走り抜けていきましょう！

また、第5期の入学式は4月20日(土)に決定いたしました。毎回楽しく受けられる授業はもちろん、とてもユニークで魅力たっぷりの様々な課外活動もごさいます！授業日程も決定しましたので、ご興味のある方は、とくしま上板熱中小学校までぜひお問い合わせください。

お問い合わせ

とくしま上板熱中小学校事務局 (一般社団法人ジャパングループ上板内)

〒771-1310 上板町泉谷字原東32番地4 TEL 694-7766 FAX 694-7767 ai@necchu-kamiita.com

ストローベイルハウス ワークショップ

2月4日～11日の8日間、ストローベイルハウスワークショップを開催いたしました。

熱中小学校の生徒さん以外にも、一般から公募し、兵庫・京都・岡山などの県外や徳島県内から20名近い方が参加していただき、無事に終了いたしました。

講師は、以前も熱中小学校で授業をしてくれたカイル・ホルツヒューター先生。

ストローベイルハウスとは、一言でいうと「ワラの家」です。

ワラを積み上げて、土壁を塗るという作業を8日間かけて行いました。

今後土壁が乾いた後は、漆喰塗りのワークショップを行う予定です。(3月上旬予定)

完成後は、お土産や藍染商品を販売するスペースとして、たくさんの方にきてもらえる場所にしようと思っています。お近くの方は是非見に来てくださいね。

3月下旬～4月上旬に完成予定です。

ワークショップに参加いただいた皆さま、ありがとうございました。



平成31年
1月

お誕生
おめでとう

- 七條 岩佐 徹・裕子
女の子 茉里奈(まりな)
- 七條 杉本 和彦・真弓
男の子 成(なる)
- 七條 東條 祐介・瑞代
女の子 華(はな)
- 西分 犬伏 徹・蓉
男の子 玄(はじめ)
- 椎本 吉岡 弘樹・恵
男の子 桐翔(きりと)

板野町文化の館図書館

3月カレンダー

3月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

○の日は休館日です。
開館時間 午前10時～午後6時

上板町民の方も利用可能です。

一月は、延べ三一人に
一、六三〇冊ご利用頂きました。

お問い合わせ
板野町文化の館図書館
☎〇八八―六七二―五八八八

学校給食センター

食育と地産地消への取り組み

「あったらいいな」

「こんな献立コンテスト」入賞メニュー

上板町学校給食センターでは、上板町学校食育推進委員会が実施した「あったらいいな」こんな献立コンテスト」で入賞した献立を提供しました。この「沢煮碗」や「大根サラダ」に使われている大根は、上板町産のものを使用しています。

学校給食センターでは地元農産物を使用しており、生産納入ができる方を募集しています。詳しくは学校給食センターまでお問い合わせください。

上板町学校給食センター ☎六九四―二二七九
※☆印が入賞した献立です。



平成31年1月22日(火)
☆かみかみきつねごはん
牛乳
沢煮碗
じゃがいもサラダ
りんご



平成31年1月24日(木)
小型コッペパン
牛乳
☆信号色豆乳スープ
とり肉のハーブ焼き
大根サラダ
メープルジャム

とくしまマラソン 交通規制のお知らせ
3月17日 迂回にご協力をお願いします

交通規制中はマラソンコースへの進入・横断はできませんのでご注意ください!!

とくしまマラソンコースマップ(全体図) ※規制時間は状況により変更することがあります

大会当日は大変混雑いたします
交通規制により「バスの運休、ダイヤの変更・遅れ」などが予想されます。ご理解・ご協力よろしくお願いします。

国道55号は(県庁前～南昭和町交差点) 全面通行止
国道11号は(吉野川大橋北詰～県庁前) 南進車線多通行可

西条大橋は 全面通行止 となります

北進車線多通行可
南進車線多通行可

11 車両通行止 9:00～13:25 六条大橋北詰～西条大橋南詰
10 車両通行止 9:00～12:25 名田橋北詰～六条大橋北詰
8 車両通行止 9:00～10:30 吉野川大橋北詰～西野川北詰
9 車両通行止 9:00～11:30 吉野川橋北詰～名田橋北詰
7 北進車両通行止 8:30～10:15 北条三島町交差点～吉野川大橋北詰(南進車両通行可)
6 北進車両通行止 8:30～10:00 徳島本町交差点～北条三島町交差点
5 北進車両通行止 8:30～9:45 かもどき橋南詰～徳島本町交差点
4 車両通行止 7:30～9:45 かもどき橋南詰交差点～名田橋南詰交差点
3 西進・車両通行止 7:30～9:45 徳島県庁前～徳島県庁地方合同庁舎
2 車両通行止 7:30～9:45 かもどき橋交差点～西の町3丁目交差点
1 車両通行止 7:30～9:45 南昭和町交差点～かもどき橋南詰交差点

12 車両通行止 9:40～14:05 西条大橋南詰～六条大橋南詰
13 車両通行止 9:40～15:00 六条大橋南詰～第十浄水場
14 車両通行止 10:20～15:30 第十浄水場～名田橋南詰
15 車両通行止 10:30～15:30 名田橋北詰～西条三郎橋南詰
16 南進車両通行止 10:30～15:35 西条三郎橋北詰～井天橋南詰(北進車両通行可)
17 車両通行止 10:40～16:10 井天橋南詰、湊水橋～徳島県島津北田交差点
18 車両通行止 10:40～17:00 徳島県島津北田交差点～徳島市陸上競技場

お問い合わせ先 とくしまマラソン実行委員会事務局 TEL.088-621-2150
[ホームページ] https://www.tokushima-marathon.jp [メール] hashiru_shoo@circus.ocn.ne.jp 徳島市万代町1丁目1 FAX.088-621-2498(平日10:00～17:00)